

| 科目名 | | 建築法規Ⅲ | | | | |
|--|---|--|------|---|------|-------|
| 担当教員 | | 石井 孝典、佐藤 静 | | 実務授業の有無 | ○ | |
| 対象学科 | | 一級建築士専攻科 | 対象学年 | 1 | 開講時期 | 前期 |
| 必修・選択 | | 必修 | 単位数 | | 時間数 | 112時間 |
| 授業概要、目的、授業の進め方 | | 建築基準法及び都市計画法等によって建築物を計画・設計するうえでの様々な法規制がなされ、また、時代の変化に対応して改正がなされている。最新の建築関連法規を座学と演習を通して学ぶ。①建築関連法規に準拠した建築構造・機能などの重要性を学ぶ。②建築計画の最低基準を定めた重要な分野であるとの認識で、法規の制度・規制内容を理解する。③図説講義→課題→振り返り→確認→習得を繰り返すことで、質の高い建築技術を習得する。④また、二級建築士試験合格を目指し、模擬テスト等で実力を養う。 | | | | |
| 学習目標 (到達目標) | | 最新の建築基準関連法規の制度やその規制内容等についての知識を修得し、建築物の設計・工事監理に関する法令・技術基準を修得することで、二級建築士合格、実務技術の修得を目標とする。 | | | | |
| テキスト・教材・参考図書・その他資料 | | ①2級建築士学科 新体系テキスト「法規」：TAC建築士講座講師室 (TAC出版) ②2級建築士学科 新体系問題集「法規」：TAC建築士講座講師室 (TAC出版) | | | | |
| NO. | 授業項目、内容 | | | 学習方法・準備学習・備考 | | |
| 1 | 建築基準法「単体規定」：Ⅰ ①建築基準法の一般用語の定義 ②防火関連用語の定義 | | | 方法：基準法上の用語の定義を具体例を示し、解説する。 達成目標：法律的な用語の定義を正しく理解する。 準備学習：教科書の予習 | | |
| | 建築基準法「単体規定」：Ⅱ ①確認申請手続 (中間検査・完了検査) ②その他の手続 (定期報告・建築工事届等) | | | 方法：教科書・図説で各種諸手続のながれを解説する。 達成目標：建築計画着工前の各種手続を理解する。 準備学習：教科書の予習 | | |
| 3 | 建築基準法「単体規定」：Ⅲ ①敷地面積・建築面積・延べ面積の算定 ②建築物の高さ及び階数の算定 | | | 方法：教科書・例題解説を実施、小テストで理解度確認 達成目標：建築物「延べ面積」算定上の例外規定を理解 準備学習：教科書の予習 | | |
| 4 | 建築基準法「単体規定」：Ⅳ ①有効採光面積の算定 ②各種階段の寸法及び天井高等の一般構造規定 | | | 方法：教科書・図説で説明、小テスト等で理解度確認 達成目標：各種階段の寸法は人間工学的な面からも理解 準備学習：教科書の予習 | | |
| 5 | 建築基準法「単体規定」：Ⅴ ①建築設備 (自然換気設備・機械換気設備) ②構造計算・構造強度規定 | | | 方法：教科書・図説で説明、小テスト等で理解度確認 達成目標：居室空間の換気の必要性・設置基準を理解 準備学習：教科書の予習 | | |
| 6 | 建築基準法「単体規定」：Ⅵ ①耐火建築物等・防火区画・防火壁 ②内装制限・避難施設等 | | | 方法：教科書・図説で説明、小テスト等で理解度確認 達成目標：法27条と法61条の規定内容の違いを理解 準備学習：教科書の予習 | | |
| 7 | 建築基準法「集団規定」：Ⅰ ①道路 (接道義務・道路内の建築制限等) ②用途地域及び用途制限 | | | 方法：教科書・図説で説明、小テストで理解度確認 達成目標：法別表Ⅱを基本に用途地域内の建築制限を理解 準備学習：教科書の予習 | | |
| 8 | 建築基準法「集団規定」：Ⅱ ①「容積率」制限に関する問題 ②「建蔽率」制限に関する問題 | | | 方法：教科書・例題解説を実施、小テストで理解度確認 達成目標：容積率・建蔽率の算定上の特例を理解する。 準備学習：教科書の予習 | | |
| 9 | 建築基準法「集団規定」：Ⅲ ①各種斜線制限 (道路高さ制限を中心に) ②日影規制 | | | 方法：教科書・図説で説明、小テスト等で理解度確認 達成目標：各種斜線制限の緩和規定等も理解する。 準備学習：教科書の予習 | | |
| 10 | 建築士法・都市計画法等の建築関連法規 ①建築士法・建設業法 ②都市計画法・住宅品質確保促進法等 | | | 方法：教科書・図説で説明、小テスト等で理解度確認 達成目標：各建築関連法規の立法趣旨を理解する。 準備学習：教科書の予習 | | |
| 評価方法・成績評価基準 | | | | 履修上の注意 | | |
| 小テスト | 定期試験 | | | 卒業後、実務において建築物の設計及び工事監理等ができるよう建築基準法・関連法規を十分理解してもらうため、重要項目は繰り返し解説をする。そして二級建築士の合格を目指す。 | | |
| 10 % | 90 % | % | % | | | |
| 成績評価基準は A(80点以上)・B(70点以上)・C(60点以上)・D(59点以下)とする。 | | | | | | |
| 実務経験教員の経歴 | | 石井 孝典一級建築士、一級建築施工管理技士として、15年間、建築物の設計及び工事監理の業務に携わってきた。 佐藤 静：一級建築士として、住宅設計に10年携わってきた。 | | | | |